

(5) 保安統括者等選任届添付書類一覧

添付書類一覧表

区分	届書	選任・解任 リスト	免状・資格 等の写し	証明書	経歴書	承諾書	その他
保安統括者	○			○			
保安統括者代理人	○			○			
保安技術管理者	○	○	○		○	○	※2
保安係員	○	○	○		○	○	※2
保安主任者	○	○	○		○	○	※2
保安企画推進員	○	○	○		○	○	※2
取扱主任者	○		※1		○	○	

※1は免状等を有している場合添付し、経歴書に作業の経験年数を記入のこと。

※2は選解任前と選解任後の保安管理組織のフローチャート添付。

※ 保安技術管理者を選任しなければならない事業所で、保安統括者が有資格者の場合は保安技術管理者の選任は不要。

※ 保安技術管理者代理人、保安係員代理人、保安主任者代理人、保安企画推進員代理人、第1種圧力容器取扱作業主任者については、届出の必要はない。(ただし、必ず選任のこと。)

2. 液化石油ガス製造廃止届

高圧ガスの製造を廃止した後遅滞なく届け出ること。

高圧ガス製造廃止届書(液石則第42条)

高圧ガス製造許可証、完成検査証を添付し提出する(施設の撤去予定年月を明記する)

3. 液化石油ガス製造施設休止届

(1) 製造施設の休止

液化石油ガス製造の全部又は一部を1ヶ月以上にわたり継続して中止する計画をもって休止する場合には、施設休止届書に休止施設の明細書を添付し届出ること。

一つの事業所において、休止施設が2以上ある場合には、一括して休止届を提出することができる。(液石則第77条、78条)

移動式製造設備については、使用を休止していることの確認が難しいため休止は認められない。廃止届を提出すること。

注1 休止する施設は、液化石油ガスを不活性ガスに置換し、定期的に腐食の有無や不活性ガスの状況を点検し記録すること。

注2 休止する施設が他の製造施設等と配管により接続されている場合は、全閉フランジ等により、明確に縁切りすること。

注3 休止施設の休止期間は3年を限度とし、更に休止を継続する場合には再度休止届を提出する。